

## 道の駅「知床・らうす」玄関前広場 移動販売出店にあたっての留意事項

- 1. 出店当日は、**出店許可証(青の札)**を外部から見えるところに**必ず掲示**すること。また、**食品衛生責任者及び調理等営業許可証**は、**店内に掲示**すること。
- 2. 出店当日は、9時以降の販売とすること。(9時前は準備時間とし販売不可)
- 3. 出店当日は、**販売店の直ぐ近くに必ずゴミ箱を設置**すること。
- 4. 出店者は、各日撤収の際、**出店区画内にゴミや汚れがある場合は、必ず清掃**を行うこと。また、ゴミが周辺に飛散していることもあるので、**出店区画内の他周辺も確認し、対処**すること。
- 5. **発生したゴミは、全て出店者が持ち帰る**こと。
- 6. 出店者は、連続して出店するとしても、区画内に**出店者の物品を置いて**いけないこと。
- 7. 出店者は、**必ず区画内(7m×4m)での販売**とすること。
- 8. 出店者は、**出店料を出店当日に観光案内所へ支払う**こと。
- 9. 出店当日、出店後急に天候が悪化し、販売を続けることが難しくなった場合、協会担当者に連絡すること。この場合、4時間までは2分の1の額とし、4時間以内の使用となれば、観光協会は2分の1の額を直近の平日に返還するもの。
- 10. 出店者は、荒天が予測され事前にキャンセルする場合は、出店する前までに協会担当者へ連絡すること。この場合、観光協会は直近の平日に全額(各日分)返還するもの。
- 11. 出店者は、**午前10時から午後4時までの間は、安全確保のため、車両の移動、進入、退場は認めません**。但し、荒天により営業を中止する場合に限り、退場を認めるもの。
- 12. 電気の使用申し込みしている出店者は、連続して区画を使用する場合は、コードを出店最終日の撤収時に返却すること。
- 13. 提供商品や販売上の事故、クレーム、トラブルなどの責任は、出店者の自己責任となり、観光協会は一切の責任を負わない。
- 14. 調理用水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。
- 15. 調理に火気を使用する場合は必ず消火器を設置すること。
- 16. イベントスペース内は禁煙とする。
- 17. テントや備品等が風で飛ばないように、十分管理すること。
- 18. その他、観光協会が指示する事項を厳守すること。